

＜対策のポイント＞

資源小国である我が国において、森林は国内に豊富な賦存量を有する数少ない資源であり、これを可能な限り活用することは、経済安全保障上の観点からも極めて重要となっています。このため、国産の製品の供給体制強化に向けた木材加工流通施設等の整備、原木供給力の強化に向けた高性能林業機械等の導入、住宅分野における建築用木材の国産の製品等への転換に向けた取組、海外に依存する燃油や資材の価格高騰や供給難への対応に向けた木質バイオマスエネルギー転換に向けた取組、きのこの生産施設における省エネ化や高騰した生産資材の導入支援による体質強化の取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. 建築用木材供給力強化対策

既存設備の機能向上やストック機能の強化も含めた国産の製品の供給体制強化に向けた木材加工流通施設等の整備を支援するとともに、川下と連携した需要先確保の取組を推進します。さらに、木材加工流通施設等への原木供給力の強化に向け、高性能林業機械等の導入を支援します。

2. 建築用木材転換対策

住宅分野における建築用木材の国産の製品等への転換に向け、木材製品流通事業者を対象にした講習会の実施や普及ツール作成、住宅の主要構造部等に国産の製品等を用いた施工・設計への転換・普及を支援します。

3. 燃油・資材の森林由来資源への転換対策等

① 木質バイオマスエネルギー転換促進対策

海外依存燃油からの転換促進を図るため、木質バイオマスの収集・運搬への支援と合わせ、木質燃料の製造・熱利用に向けた取組を支援します。

② 特用林産生産資材高騰対策

きのこ生産者の体質強化を促進するため、省エネ化やコスト低減等に向けた施設整備、次期生産に必要な生産資材の導入費の一部を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 (1の加工施設整備、2の事業) 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)
(1の高性能林業機械、3の②の事業) 林野庁経営課 (03-3502-8048)
(3の①の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2297)